

鳥東高第265号
平成31年1月11日

第3学年納入義務者 様

鳥取東高等学校長
(公印省略)

高等学校授業料の口座振替について（依頼）

高等学校授業料の納付について、日頃、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

このことについては、平成30年4月13日付鳥東高号外で通知しておりますが、平成31年1月28日（月）に御指定の口座から1月分から3月分までをあわせた3か月分の高等学校授業料29,700円を振替させていただく予定となっています。

については、振替日の前日までに指定された金融機関の預金口座へ所要の額を入金していただくようお願いいたします。

なお、高等学校等就学支援金受給者は、授業料納付の必要はありません。
御不明な点がございましたら、お気軽に事務室までお知らせください。

担当連絡先
鳥取県立鳥取東高等学校
事務室 横山
電話：0857-22-8495

鳥 東 高 号 外
平成 3 0 年 4 月 1 3 日

第 3 学年普通科
納入義務者 様

鳥取東高等学校長
(公印省略)

授業料等の納付について (通知)

平成 3 0 年度の授業料及び学校徴収金を下記のとおり徴収することとしましたので、毎月納付期限までに納付してください。

なお、口座振替により納付の方は、振替日の前日までに指定された金融機関の預金口座へ所要の額を入金していただくようお願いします。

記

区分	納付期限 (振替日)	納付額			摘 要
		授 業 料	学校徴収金	計	
4 月	4 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	(学校徴収金の 内訳) P T A 会費 4,800円 生徒会費 6,000円 教育振興会費 8,000円 学年諸費 77,000円 (内訳別表) 計 95,800円
5 月	5 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	
6 月	6 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	
7 月	7 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	
8 月	8 月 2 6 日	9,900円	15,300円	25,200円	
9 月	9 月 2 6 日	9,900円	15,300円	25,200円	
1 0 月	1 0 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
1 1 月	1 1 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
1 2 月	1 2 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
1 月	1 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
2 月		9,900円	0円	9,900円	
3 月		9,900円	0円	9,900円	
計		118,800円	95,800円	214,600円	

(留意事項)

振替日 (毎月 26 日) が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
高等学校等就学支援金受給者は、授業料納付の必要はありません。

鳥 東 高 号 外
平成 3 0 年 4 月 1 3 日

第 3 学年理数科
納入義務者 様

鳥取東高等学校長
(公印省略)

授業料等の納付について (通知)

平成 3 0 年度の授業料及び学校徴収金を下記のとおり徴収することとしましたので、毎月納付期限までに納付してください。

なお、口座振替により納付の方は、振替日の前日までに指定された金融機関の預金口座へ所要の額を入金していただくようお願いします。

記

区分	納付期限 (振替日)	納付額			摘 要
		授 業 料	学校徴収金	計	
4 月	4 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	(学校徴収金の 内訳) P T A 会費 4,800円 生徒会費 6,000円 教育振興会費 8,000円 学年諸費 77,000円 (内訳別表) 計 95,800円
5 月	5 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	
6 月	6 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	
7 月	7 月 2 6 日	9,900円	16,300円	26,200円	
8 月	8 月 2 6 日	9,900円	15,300円	25,200円	
9 月	9 月 2 6 日	9,900円	15,300円	25,200円	
1 0 月	1 0 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
1 1 月	1 1 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
1 2 月	1 2 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
1 月	1 月 2 6 日	9,900円	0円	9,900円	
2 月		9,900円	0円	9,900円	
3 月		9,900円	0円	9,900円	
計		118,800円	95,800円	214,600円	

(留意事項)

振替日 (毎月 26 日) が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
高等学校等就学支援金受給者は、授業料納付の必要はありません。